

一般社団法人 東京都慢性期医療協会賛助会員規定

一般社団法人東京都慢性期医療協会（以下「本会」という）定款第3章第5条による賛助会員については、この規定の定めるところによる。

（目的）

第1条 本会は、東京都内の慢性期医療と地域包括ケアを展開する施設等が協力体制をとって、その役割と機能強化を発揮し、もって都民の高齢者医療と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（会員）

第2条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、理事会の承認を得た者。

（会費）

第3条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、賛助年会費は、1口10,000円、1口以上とする。また宣伝物・刊行物等の販売促進等に関しては別途規定に基づき、その開催の都度徴収する。

- 2 賛助会員は、前項に規定する金額を、指定する口座へ納入するものとし、事業年度開始後、入会するものは入会申し込みと同時に納入するものとする。
- 3 事業年度終了2か月前（毎年1月末日）までに脱会の申し出がなく、理事会が引き続き賛助会員として認める場合には、翌年度も賛助会員としての資格を継続するものとし、賛助会員は、賛助会費を納入しなければならない。

（総会、セミナーの参加）

第4条 賛助会員は総会を傍聴する事ができるものとするが、議決権は持たないものとする。

- 2 賛助会員は本会が主催する各種セミナーに参加することができる。

（退会）

第5条 賛助会員が脱会しようとする時は、あらかじめ書面にて通知し、脱会するものとする。

（除名）

第6条 本会は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議を得て除名することができる。

- 1 本会の定款その他の規則に違反したとき
- 2 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

附則

この規定は、平成27年7月1日から施行する

【別紙規定】

宣伝物・刊行物等の販売促進等に関する費用基準等

品 目	開催日又は配布日	費 用	備 考
販促用広告チラシ	都慢協レポート 年3回～4回発行時 に同封又は 看護・リハ部会開催 時に配布又は 総会開催時に配布	1回あたり2万円	A4サイズ1枚～2枚程度 のもの *都慢協レポート2千部発 行、各部会100名程度、 総会100名程度の参加
刊行物の配布	総会開催時 (毎年6月)	1回あたり2万円	A4サイズで1冊120g程 度のもの
事例発表会開催時 展示ブースでの商品PR	毎年2月	1回あたり3万円	机1脚 50cm×180cm
事例発表会開催時 ランチョンセミナーの実施	毎年2月	会場費負担(実費) 及び1回あたり 5万円	会場費は規模により 1.5万～2.3万程度